

議案第 29 号

美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件

美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 7 月 29 日提出

美唄市教育委員会

教育長 石塚 信彦

美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部を改正する規則

美唄市高等学校等奨学金給付規則(令和 4 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を削る。

第 3 条中「(以下「奨学生」という。)は」の次に「、給付を受けようとする年度の 7 月 1 日において」を加え、同条中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を次のように改める。

(2) いずれかの保護者等に道府県民税及び市町村民税所得割が課されていること

第 3 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 給付の申請をしようとする年度(以下「申請年度」という。)分における奨学生の保護者等の前年における収入の合計額が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準の生活扶助 1 類、2 類、教育扶助、住宅扶助、加算等(母子及び障がい者を含む世帯)及び基礎控除の合計額に 1.5 を乗じて得た額以下であること。

第 3 条第 6 号中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削る。

第 5 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 保護者等に係る前年の収入を証明できる書類のほか、それらの事実を証明できる書類

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 予算の範囲を超える申請があった場合の選考基準等については、教育長が別に定める。

第 11 条中「本人」を「奨学生」に改める。

別記様式 1 号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条関係)

奨学生申請書

申請者 (生徒)	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所 等	〒 電話番号 ()		
	在学の学校	高等学校・高等専門学校 科 第 学年		
保護者等	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住所等	〒 電話番号 ()		
	申請者との 続 柄	父 ・ 母 ・ その他 ()		
保護者等	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所 等	〒 電話番号 ()		
	申請者との 続 柄	父 ・ 母 ・ その他 ()		
申請理由				
住宅状況	自 宅 ・ 借 家 (円)			
※借家にお住まいの方は、家賃証明（契約書又は通帳）をご持参ください。				
世帯構成 (7月1日 現在の 状況)	上記 以外 の 家族	氏 名	生年月日	職業、勤務先
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
次の事項に同意の上、美郷市高等学校等奨学金給付規則(令和4年教育委員会規則第1号)第5条の規定により、奨学生になることを申請します。 ① 奨学生の資格を確認するに当たり、公簿や他の行政機関に確認を行うことがあります。 ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いすることがあります。				
年 月 日				
(宛先)美郷市教育委員会教育長				
申請者(生徒)氏名			印	
保護者等氏名			印	
保護者等氏名			印	

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

「美唄市高校等奨学金給付規則」の改正概要

1 改正の趣旨等

- (1) 美唄市では、経済的理由により修学が困難な高等学校等に在籍する生徒に対し、奨学金の給付を行うことにより、修学に伴う経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的に、令和4年度より、美唄市高校等奨学金給付制度を設けている。

改正理由としては、奨学生の選定に係る認定要件に変更があることから、所要の改正を行うものである。

改正内容としては、所得要件を「奨学生の保護者等に係る所得割の額を合計した額が、100円以上85,500円未満であること」から「市町村民税が課税されている世帯かつ生活保護法（昭和25年 法律第144号）第8条に規定する基準に1.5を乗じて得た額以下」へ変更するものである。

今回の改正で、就学援助の算定に用いる「生活保護法（昭和25年 法律第144号）第8条に規定する基準に1.5を乗じて得た額以下」という美唄市独自の基準を採用することにより、税額（所得割）ベースの判定から、世帯人数や年齢構成を考慮した実質的な生活困窮度に切り替えることで、より実態に即した、真に支援が必要な世帯へ給付できると考える。

2 主な改正内容

- (1) 所得要件を「奨学生の保護者等に係る所得割の額を合計した額が、100円以上85,500円未満であること」から「市町村民税が課税されている世帯かつ生活保護法（昭和25年 法律第144号）第8条に規定する基準に1.5を乗じて得た額以下」へ変更するため、所要の改正を行う。（第3条関係、第5条関係）
- (2) 経済的理由により修学が困難な生徒等に対し、教育の機会均等をより確実なものとし、学力及び素行に関する一律の出願制限を緩和するため、「学業が優良で性行が善良であること。」を削る。（第3条関係）
- (3) 所得要件変更に伴う様式の改正
- (4) その他文言整理等必要な改正を行う。

美唄市高等学校等奨学金給付規則新旧対照表

新	旧
本則 (用語の意義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (削る) (奨学生) 第 3 条 奨学金の給付を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、<u>給付を受けようとする年度の 7 月 1 日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u> (1) (略) (2) <u>いずれかの保護者等に道府県民税及び市町村民税所得割が課されていること</u> (3) <u>給付の申請をしようとする年度(以下「申請年度」という。)分における奨学生の保護者等の前年における収入の合計額が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準の生活扶助 1 類、2 類、教育扶助、住宅扶助、加算等(母子及び障がい者を含む世帯)及び基礎控除の合計額に 1.5 を乗じて得た額以下であること。</u> (4) (略) (削る) (5) (略) (6) 奨学生が生活保護法<u> </u>の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。 (申請) 第 5 条 奨学生になることを希望する者(以下「申請者」という。)は、奨学生申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を要しない。 (1) (略)	本則 (用語の意義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) <u>所得割の額 道府県民税及び市町村民税の所得割(税額控除前)の額をいう。</u> (奨学生) 第 3 条 奨学金の給付を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は<u> </u> <u>、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u> (1) (略) (2) <u>給付の申請をしようとする年度(以下「申請年度」という。)分における奨学生の保護者等に係る所得割の額を合計した額が、100 円以上 85,500 円未満であること。</u> (新設) (3) (略) (4) <u>学業が優良で性行が善良であること。</u> (5) (略) (6) 奨学生が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。 (申請) 第 5 条 奨学生になることを希望する者(以下「申請者」という。)は、奨学生申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を要しない。 (1) (略)

(2) <u>保護者等に係る前年の収入を証明できる書類のほか、それらの事実を証明できる書類</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 2 (略) (奨学生の決定等) 第 6 条 (略) 2 (略) 3 <u>予算の範囲を超える申請があった場合の選考基準等については、教育長が別に定める。</u> (休学等の届出) 第 11 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、教育長に届け出なければならない。 (1) (略) (2) 奨学生又は保護者等の身分、住所その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。 2 前項に規定する届出は、その事由の生じた日から 10 日以内に奨学生変更届出書(別記様式第 5 号)により届け出なければならない。ただし、<u>奨学生</u>が疾病その他の理由により届け出ることができないときは、保護者等が届け出なければならない。 <u>別記様式第 1 号(第 5 条関係)</u> <u>奨学生申請書</u> [別紙参照]	(新設) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 2 (略) (奨学生の決定等) 第 6 条 (略) 2 (略) (新設) (休学等の届出) 第 11 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、教育長に届け出なければならない。 (1) (略) (2) <u>本人</u>又は保護者等の身分、住所その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。 2 前項に規定する届出は、その事由の生じた日から 10 日以内に奨学生変更届出書(別記様式第 5 号)により届け出なければならない。ただし、<u>本人</u>が疾病その他の理由により届け出ることができないときは、保護者等が届け出なければならない。 <u>別記様式 1 号(第 5 条関係)</u> <u>奨学生申請書</u> [別紙参照]
--	---

【新】

別記様式第1号(第2条関係)

奨学生申請書

申請者へ生連へ	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
	住 所 等	〒 電話番号 ()				
	進学先の学校	高等学校・高等専門学校 科 類 学年				
保護者等	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
	住所等	〒 電話番号 ()				
	申請者との続 柄	父 ・ 母 ・ その他()				
保護者等	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
	住 所 等	〒 電話番号 ()				
	申請者との続 柄	父 ・ 母 ・ その他()				
申請理由						
学業状況		自 宅 - 部 室()				
附帯欄で書けない方は、申請説明(奨励書又は通函)にて書き添ってください。						
世帯構成 (7月1日現在の状況)	上記以外の家族	氏 名	生年月日	職業、勤務先		
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
次の事項に同意の上、奨励書(高等学校等奨学金給付規則(令和4年教育委員会規則第1号)第5条の規定により、奨学生になることを申請します。 ① 奨学生の資格を確認するに当たり、北海道の行政機関に確認を行うことがあります。 ② 北海道で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いすることがあります。						
年 月 日						
(局外) 北海道教育委員会教育長						
		申請者(生連)氏名	印			
		保護者等氏名	印			
		保護者等氏名	印			

【旧】

別記様式第1号(第2条関係)

奨学生申請書

申請者へ生連へ	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
	住 所 等	〒 電話番号 ()				
	進学先の学校	高等学校・高等専門学校 科 類 学年				
保護者等	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
	住所等	〒 電話番号 ()				
	申請者との続 柄	父 ・ 母 ・ その他()				
保護者等	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
	住 所 等	〒 電話番号 ()				
	申請者との続 柄	父 ・ 母 ・ その他()				
申請理由						
次の事項に同意の上、奨励書(高等学校等奨学金給付規則(令和4年教育委員会規則第1号)第5条の規定により、奨学生になることを申請します。 ① 奨学生の資格を確認するに当たり、北海道の行政機関に確認を行うことがあります。 ② 北海道で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いすることがあります。						
年 月 日						
(局外) 北海道教育委員会教育長						
		申請者(生連)氏名	印			
		保護者等氏名	印			
		保護者等氏名	印			

○美唄市高等学校等奨学金給付規則

(令和 4 年 3 月 25 日教育委員会規則第 1 号)

改正 令和 4 年 9 月 29 日教育委員会規則第 6 号 令和 5 年 3 月 27 日教育委員会規則第 2 号

令和 7 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号 --年--月--日教育委員会規則第--号

(目的)

第 1 条 この規則は、経済的な理由により修学が困難な高等学校等に在学する者に対し、奨学金の給付を行うことにより、修学に伴う経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 1 条に規定する高等学校(専攻科を除く。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第 1 学年から第 3 学年までに限る。)及び同法第 124 条に規定する専修学校の高等課程をいう。

(2) 保護者等 法第 16 条に規定する保護者又は高等学校等に在学する者の生計維持者をいう。

(奨学生)

第 3 条 奨学金の給付を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、給付を受けようとする年度の 7 月 1 日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 奨学生及び保護者等が市内に住所を有していること、又は奨学生が美唄尚栄高等学校若しくは美唄聖華高等学校に在籍していること。

(2) いずれかの保護者等に道府県民税及び市町村民税所得割が課されていること。

(3) 給付の申請をしようとする年度(以下「申請年度」という。)分における奨学生の保護者等の前年における収入の合計額が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準の生活扶助 1 類、2 類、教育扶助、住宅扶助、加算等(母子及び障がい者

を含む世帯)及び基礎控除の合計額に 1.5 を乗じて得た額以下であること。

- (4) 学資の支弁が困難であること。
- (5) 保護者等に市税の滞納がないこと。
- (6) 奨学生が生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。

(奨学金の額)

第 4 条 奨学金の額は、月額 9,500 円とする。

2 奨学金は、毎年度予算の範囲内で給付するものとする。

(申請)

第 5 条 奨学生になることを希望する者(以下「申請者」という。)は、奨学生申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- (1) 在学証明書
- (2) 保護者等に係る前年の収入を証明できる書類のほか、それらの事実を証明できる書類
- (3) 保護者等に係る申請年度分の道府県民税及び市町村民税の課税状況を証する書類
- (4) 保護者等に係る市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 申請年度の前年度における学業成績証明書
- (6) その他教育委員会が必要とする書類

2 前項に規定する申請は、教育長が定める期間に行うものとする。

(奨学生の決定等)

第 6 条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、奨学生の可否を決定し、奨学生選定結果通知書(別記様式第 2 号。以下「結果通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する結果通知書を受けた奨学生は、奨学金口座振込依頼書(別記様式第 3 号)及び在学証明書を、遅滞なく教育長に提出しなければならない。

3 予算の範囲を超える申請があった場合の選考基準等については、教育長が別に定める。

(奨学金の給付期間)

第 7 条 奨学金の給付期間は、奨学生に決定された当該年度の期間とする。

(奨学金の給付時期等)

第 8 条 奨学金は、年 2 回に分け、10 月と翌年 4 月に給付するものとする。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

2 奨学金は、奨学生が指定する保護者等の預金口座に振込みにより給付する。

(在学の確認)

第 9 条 奨学生は、申請年度の 9 月と 3 月に、申請をした高等学校等の在学証明書を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定による在学証明書の提出がない場合は、奨学金の給付を行わない。ただし、教育長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(奨学金の廃止及び休止)

第 10 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、教育長は、奨学金を廃止又は休止し、奨学金廃止(休止)通知書(別記様式第 4 号)により通知するものとする。この場合において、教育長は、当該奨学生に対して奨学金を廃止又は休止した理由を示さなければならない。

(1) 休学、転学又は退学したとき。

(2) 第 3 条に定める要件を欠いたとき。

(3) その他教育長が奨学金の給付が必要ないと認めたとき。

(休学等の届出)

第 11 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、教育長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 奨学生又は保護者等の身分、住所その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。

2 前項に規定する届出は、その事由の生じた日から 10 日以内に奨学生変更届出書(別記様式第 5 号)により届け出なければならない。ただし、奨学生が疾病その他の理由により届け出ることができないときは、保護者等が届け出なければならない。

(奨学金の原簿等)

第 12 条 教育長は、奨学生及び奨学金の状況を明らかにするため、給付の関係簿冊を備え付けるものとする。

(奨学金の返還)

第 13 条 教育長は、この規則に違反して奨学金の給付を受けた奨学生に対し、奨学金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第 14 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 29 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 27 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(--年--月--日教育委員会規則第--号)

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

奨学生申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

奨学生選定結果通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 6 条関係)

奨学金口座振込依頼書

[別紙参照]

別記様式第 4 号 (第 10 条関係)

奨学金廃止(休止)通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号 (第 11 条関係)

奨学生変更届出書

[別紙参照]